太 田 市 告 示 第 27 号

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年太田市条例第175号)第6条第1項の規定により、令和8年度一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理計画)を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

太 田 市 長　穂 積 昌 信

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 (ご み 処 理 計 画)

1 計画区域

太田市全域

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 一般廃棄物(ごみ)の排出量の見込み

区分	排出量(t/年)		
	生活系	事業系	合計
可燃ごみ	43,969	19,327	63,296
不燃ごみ	1,340	245	1,585
粗大ごみ	2,556	496	3,052
資源ごみ	4,297	207	4,504
危険ごみ	170	―	170
集団資源回収物	1,181	―	1,181
合　計	53,513	20,275	73,788
動物の死体(匹)	1,146 匹		1,146 匹

4 排出抑制計画

(1)生活系一般廃棄物の排出抑制

事 業 名	事 業 概 要
4R運動の推進	①リフューズ(ごみを発生させない)②リデュース(ごみを少なくする)③リユース(繰り返し使う)④リサイクル(資源として再生する)という4R運動をパンフレットや広報等で普及・啓発に努め、循環型社会の形成を目指します。
ごみ処理手数料有料化	生活系ごみをごみステーションに排出する際に、廃棄物処理経費の一部を負担していただく指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの使用を義務化しています。
資源回収に対する支援	地域で行う資源回収に報奨金を支出します。また、資源回収実施団体への引き取り業者情報の提供等の支援も行います。
生ごみ処理機等の購入に対する助成	家庭のちゅう芥類の自家処理のために、生ごみ処理槽、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入した市民に対し、助成金を交付します。
廃食用油の回収	家庭から排出される廃食用油を行政センター等で回収し、資源としてリサイクルして可燃ごみの減量に努めています。
清掃施設の見学の支援	市内小学校でごみ処理学習や一般市民団体等が、組合が実施する清掃施設見学の支援を行っていきます。
小型家電の拠点回収	小型家電回収ボックスを市役所庁舎、尾島庁舎、新田庁舎、行政センター等に設置し、個別に回収・リサイクルすることで、ごみの減量に努めています。
使用済みインクカートリッジの回収	家庭で使用するプリンターの使用済みインクカートリッジの回収ボックスを市役所庁舎、尾島庁舎、新田庁舎、行政センター等に設置し、企業と協力してリサイクルの推進を図っています。

(2)事業系一般廃棄物の排出抑制

事 業 名	事 業 概 要
多量排出事業者への指導	多量排出事業者に対して、立入検査等を実施し、現状を確認した上で事業系ごみの排出方法などを説明し、極力減量化・資源化してもらうように要請するとともに、自らの責任において適正に処理してもらうよう指導しています。
直接搬入業者及び許可業者への指導	搬入時、監視員の目視及び抜き打ち検査により違反ごみがないかを確認し、違反ごみが発見された場合には、持ち帰らせた上で適正な処理の指導を行っています。 また、資源化による排出抑制を進めるため、資源化可能なごみについて、分別排出して出来る限り資源化するように指導します。
紙の受け入れ制限	業務において作成した書類を廃棄するにあたり、機密文書を処理できる処理業者を説明し、できる限り資源化するよう依頼します。

５ 収集運搬計画

（1）生活系から排出される一般廃棄物の分別区分、収集運搬主体等

種　類		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	収集量(t/年)	搬入先
可燃ごみ		市（委託）	太田市内全域	2回/週	ステーション方式	42,729	太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ
不燃・粗大ごみ		市（直営）	太田市内全域	必要のつど	戸別方式	49	太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ
		市（委託）		1～3回/月	ステーション方式	2,478	
資源ごみ	ペットボトル	市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	拠点方式及びステーション方式	470	太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ
	その他プラスチック容器包装類			1～2回/月		627	
	カン	市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	ステーション方式	364	
	無色ビン	市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	ステーション方式	875	
	茶色ビン	市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	ステーション方式		
	その他の色のビン	市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	ステーション方式		
	白色トレイ	市（委託）	太田市内全域	1～3回/月	ステーション方式	9	
	紙パック	市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	ステーション方式	15	
	小型家電	市（直営）	太田市内全域	随時	拠点方式	82	
危険ごみ		市（委託）	太田市内全域	1～2回/月	ステーション方式	170	太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ

(2)事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集運搬主体等

種　類	収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	収　集　量(t/年)	搬入先
可燃ごみ	排出者許可業者	太田市内全　　域	必要のつど	直接搬入戸別方式	19,327	太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ
不燃・粗大ごみ	排出者許可業者	太田市内全　　域	必要のつど	直接搬入戸別方式	741	太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ

(3)市が収集運搬を行わない一般廃棄物

「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第7条の2に定める一般廃棄物の他、当実施計画で定める市では処理できない一般廃棄物とします。

また、大掃除等において排出される一時的な多量廃棄物については、あらかじめ可燃ごみと不燃・粗大ごみに分別し、可燃ごみは太田市外三町清掃斎場組合クリーンプラザへ、不燃・粗大ごみについては、太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザへ直接搬入するものとします。

なお、事業活動に伴って排出される一般廃棄物について、排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底して再資源化に取り組み、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とします。排出者自ら処理できない可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは、排出者自ら又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して、可燃ごみについては、太田市外三町清掃斎場組合クリーンプラザへ、不燃・粗大ごみについては、太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザへ搬入し処理するものとします。

(4)一般廃棄物収集運搬許可について

本市のごみ処理量に対して、ごみ収集運搬は、現在の許可業者数で充分満たされていると考えます。

また、許可業者数が増加すると過当競争が生じ、安易なごみの排出や不適正処理などが危惧されます。

平成26年10月に環境省より、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではなく、許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」という趣旨の通知がありました。

このようなことから、新規の許可は、原則として行いません。

６ 中間処理計画

(1)処理施設の概要

施設の名称	設置主体	設置場所	処理方式	処理能力	設置年度	処理対象廃棄物
太田市外三町清掃斎場組合クリーンプラザ	太田市外三町清掃斎場組合	太田市細谷町604-1	焼却(連続燃焼式ストーカ炉)	165t×2炉/24h	令和3年	可燃ごみ
太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ	太田市外三町清掃斎場組合	太田市細谷町604-1	破砕・せん断	54.5t/5h	平成16年	不燃・粗大ごみ
太田市外三町清掃斎場組合リサイクルプラザ	太田市外三町清掃斎場組合	太田市細谷町604-1	選別・圧縮	18.5t/5h	平成16年	ペットボトル、びん類、白色・有色トレー、その他プラ
エコネット・おおた	社会福祉法人杜の舎	太田市細谷町1724、1725、1725-3、1726	選別・圧縮	8.5t/5h	平成16年	空き缶

(2)各処理施設の種類別の処理量見込み

収集区分	廃棄物の種別	処理施設	処理量(t/年)
直営	不燃・粗大ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 リサイクルプラザ	49
	小型家電	太田市外三町清掃斎場組合 リサイクルプラザ	6
	動物の死体	太田市外三町清掃斎場組合 クリーンプラザ	753 匹
委託	可燃ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 クリーンプラザ	42,729
	動物の死体		248 匹
	不燃・粗大ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 リサイクルプラザ	2,478
	資源ごみ		4,297
	危険ごみ		170
許可	可燃ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 クリーンプラザ	19,327
	不燃・粗大ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 リサイクルプラザ	741
直接搬入	可燃ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 クリーンプラザ	4,804
	動物の死体		145 匹
	不燃・粗大ごみ	太田市外三町清掃斎場組合 リサイクルプラザ	2,106
	破砕・せん断可燃 (リサイクルプラザの可燃残渣)	太田市外三町清掃斎場組合 クリーンプラザ	1,382

(3)各処理施設・集団回収・家庭用生ごみ処理機等の資源化量の見込み　　(t/年)

資源化物 資源回収物		太田市外三町清掃斎場組合 クリーンプラザ	太田市外三町清掃斎場組合 リサイクルプラザ	一般廃棄物処分業者等	集団回収	家庭用生ごみ処理機 (堆 肥 化)	行政センターでの回収	拠点で回収	おおたストックヤード	合計
金属類	鉄類	211	1,717		59					1,987
	アルミ類等									
びん類	無色びん		875		4					879
	茶色びん									
	その他びん									
	生びん (リターナブルびん)									
紙類	新聞				1,116		1,570		10	2,794
	雑誌								50	
	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ								48	
	紙パック		15							15
白色トレイ			9							9
ペットボトル			470							470
容器包装プラスチック			627							627
小型家電								4		4
プラスチック類					2					2
剪定枝				519						519
ちゅう芥類						0				0
布類										
廃食用油							13			13
合　　計		3,713	3,713	1,181	1,181	0	1,583	4	108	7,319

7 焼却灰・ばいじん・不燃残渣の資源化方法と最終処分計画

(1)処理施設の概要

①資源化施設

施設の名称	設置主体	設置場所	処理方式	処理能力	設置年度	処理対象廃棄物
群馬ハイブリッドクリーンセンター	群桐エコロ株式会社	太田市新田大町600-26	焼却溶融	132t/日	平成23年	焼却灰
ツネイシカムテックス埼玉株式会社	ツネイシカムテックス埼玉株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250-1	焼　成	288t/日	平成18年	焼却灰

②最終処分施設

施設の名称	設置主体	所在地	敷地面積	容積	残余容量	埋立対象物	埋立開始年月	埋立終了年月
ジークライト株式会社エコポート最終処分場	ジークライト株式会社	山形県米沢市大字板谷字四郎右衛門沢773-1～2	121,786 ㎡	4,270,674 ㎥	1,799,000 ㎥	主灰 ばいじん 不燃残渣	平成9年4月	令和24年12月
サイボウ環境株式会社安中一般廃棄物最終処分場	サイボウ環境株式会社	群馬県安中市大谷字西谷津1893-7 他15筆	18,988 ㎡	274,388 ㎥	113,863 ㎥	主灰 不燃残渣	平成19年4月	令和18年3月

(2)処理主体・搬入先・処理方法及び処理量の見込み

廃棄物の種別	搬入先	処理量(t/年)		処理方法
焼却灰	群馬ハイブリッドクリーンセンター	1,927	10,543	溶融処理により溶融スラグとして資源化します。
	ツネイシカムテックス埼玉株式会社	1,115		焼成処理により人工砂として資源化します。
	ジークライト株式会社エコポート最終処分場	2,500		最終処分場で埋立処分します。
	サイボウ環境株式会社安中一般廃棄物最終処分場	2,500		最終処分場で埋立処分します。
ばいじん	ジークライト株式会社エコポート最終処分場	2,500		最終処分場で埋立処分します。
不燃残渣	ジークライト株式会社エコポート最終処分場	1,000	2,000	最終処分場で埋立処分します。
	サイボウ環境株式会社安中一般廃棄物最終処分場	1,000		最終処分場で埋立処分します。

8 市では処理できない一般廃棄物

(1)「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第7条の2に定める一般廃棄物

区分	品目の例示	排出方法
有毒性物質を含むもの	農薬、医薬品、バッテリー、ペンキ等	販売店や専門業者に相談し、適正に処理します。
危険性を有するもの	ガソリン、灯油、機械油、エンジンオイル、プロパンガスボンベ等	
感染性のあるもの	感染性医療系廃棄物(注射針等)	
著しく悪臭を発するもの	多量の汚物、汚泥	
前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの	耐火金庫、タイヤ、ホイール、農機具、石、ブロック、ピアノ、消火器等	

(2)個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

区分	品目の例示	排出方法
家電リサイクル法対象品	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機	家電小売店または一般廃棄物収集運搬業者へ依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ自己搬入します。または、環境適正推進協会へ依頼します。
資源有効利用促進法対象品(家庭系パソコン)	ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、CRTディスプレイ(一体型を含む)、液晶ディスプレイ(一体型を含む)	各メーカーのパソコンリサイクル窓口へ回収を依頼します。自作のパソコンなど回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会に回収を依頼します。
自動車リサイクル法対象品	自動車	引取業者(自動車販売・引取業者等)に引き取りを依頼します。
自動二輪車	自動二輪車(原動機付き自転車を含む)	指定引取場所または廃棄二輪車取扱店(自動二輪車リサイクルに加盟している二輪販売店)に引き取りを依頼します。

(3)産業廃棄物

産業廃棄物のうち「太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第19条に定める産業廃棄物以外の産業廃棄物。

注)数字の単位未満は四捨五入しました。したがって総数と内訳の計が一致しない場合もあります。